

1. 会合名	証券化商品に関するワーキング・グループ（第 20 回）
2. 日 時	平成 27 年 8 月 24 日（月）14 時 00 分～15 時 30 分
3. 議 案	○ SIRP ガイドブックの改訂について ○ 証券化市場の残高調査のとりまとめ資料の見直しについて ○ 証券化市場を巡る国際的な動向について
4. 主な内容	○ SIRP ガイドブックの改訂について 平成 27 年 6 月に「標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）」を改正したことから、事務局より「証券化商品 標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）ガイドブック」の改訂案について以下の通り説明したところ、特段意見等はなく、金融商品分科会に報告のうえ、本協会のホームページに掲載することとなった。 <ガイドブック改訂案の内容> 1. SIRP に「オリジネーター等によるリスクの継続保有」状況の情報開示項目が追加されたことに伴い、「1. SIRP 制定の背景」の章に SIRP 制定後 2 回の改正の事実とそれらの改正が行われた趣旨を追記した。 2. リスク・リテンション規制において、金融庁監督指針により金融商品取引業者等と投資家に課せられた責務を果たすうえで、SIRP のオリジネーター等によるリスクの継続保有等の情報を利用することができる旨を「2. SIRP の意義」の章に付言した。 3. 「4. RMBS、狭義 ABS と CLO の SIRP の内容」の「Ⅲ 発行者及び関係法人情報」と「Ⅳ 発行後のサーベイランス」、「5. CMBS の SIRP の内容」の「A-3 発行者及び関係法人情報」と「A-4 債券レベルの情報」に、「オリジネーター等によるリスクの継続保有」の項目を追加して、その内容を紹介した。 次に、SIRP 改正の影響に関して、以下のポイントに基づき情報交換を行った。その内容は以下のとおり。 <情報交換の内容> 1. 金融商品取引業者の基本的なスタンス

	・ 新規案件については、改正された SIRP に従い、情報開示を行うという対応方針である。 ・ 既存案件については、顧客の要望があった場合に、オリジネーターの了解を得て、情報提供することに対応することとしている先が多い。 2. オリジネーターによる情報開示 ・ 情報開示については、オリジネーターは協力的である。 ・ SIRP 改正後新規案件がないなど、まだプラクティスが積みあがっておらず、回収状況報告書（サービシングレポート）で開示するのか、信託財産状況報告書（トラスティレポート）で開示するのかなどその方法については、個社別に差がある。 3. 投資家側の規制対応に混乱はないか ・ 投資家側に混乱が生じているという声は聞かれていない。 ・ 一部の投資家からは、情報開示について、可能な範囲で証跡となり得る方法での提供があるとよいとの声もきかれた。 ○ 証券化市場の残高調査のとりまとめ資料の見直しについて 事務局より、平成 24 年度の調査開始以来 3 年が経過し、データが蓄積されてきたことから、「証券化市場の残高調査のとりまとめ」資料を見直したい旨説明したところ、特段意見等はなく、次回（9 月末時点）の調査から新しい内容でとりまとめることとなった。 ＜見直し案の内容＞ 1. 概要説明のための「本編」と調査結果データの収録先としての「別紙」に二分割し、「別紙」は、Excel ファイルにて提供。 2. 「本編」の内容は、簡潔さと分かり易さを重視し、グラフに基づく説明に変更。 3. 「本編」における「2. 本調査に関する留意点」の内容をより明確かつ分かり易くするため説明内容を見直し（意味内容に変更無し）。 ○ 証券化市場を巡る国際的な動向について 平成 27 年 7 月 23 日に、バーゼル委員会と証券監督者国際機構（IOSCO）による証券化市場に係る共同タスクフォース（TFSM）か
--	--

	ら「簡素、透明性が高く、比較可能な（STC）証券化商品を特定する要件」の最終版が公表されたことから、事務局よりその概要について説明を行った。
5. その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性がある。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 公社債・金融商品部（金融商品担当） （０３－３６６７－８５１６）